

こどもの権利 (大人の皆さんへ)

こどもの権利は“すべてのこども”を対象に考えられていますが、こどもに関わるすべての大人もまたこどもの権利を理解し行動することが必要です。こどもの権利に関して大人がとるべき姿勢を別に示しました。条文に含まれる様々な事柄や状況を説明したり、一緒に考えたり、意思表示が難しい場合はその子の考えや気持ちを代わりに伝えたりするときの参考として下さい。

1 ひとりの人として大切にされます。

すべての大人は、こどもや親の国籍、性、病気や障がいの有無、経済状況など、どのような理由でも差別することなく、こどもがひとりの人間としてできるかぎり平等に幸福でいられるように考えなければなりません。

2 あなたにとって一番よいと考えられる診療を受けることができます。

すべての大人は、こどもがいつでもその子らしく、健やかでいられるように、病気になることを予防し、病気のときには子どもが安心できる環境を整えた上で、適切な治療を行わなければなりません。

3 病気や治療について、わかりやすく説明を受けることができます。

こどもは、年齢に関わらず、自分が受ける治療やケアについて自分なりの気持ちや考えを持っています。すべての大人は、「必要なことだからしかたない」「説明しても子どもにはわからない」等と決めつけるのではなく、こどもの年齢や発達段階に応じてできるだけ分かりやすく情報を提供しなければなりません。

4 わからないことや心配なことを病院の人に聞いたり、意見や気持ちを話すことができます。

すべての大人は子どもが気持ちや意見を表明しやすいようにしなければなりません。そして、治療やケアの方針を決めるときには、こどもが表明した気持ちや意見を一番大事なものとして考えていくことが必要です。また、こどもが、説明や結果に納得できなかったり、理解できなかったりしたときは、再度 こども自身の意思や意見を聞き、話し合う機会をつくるなど、こどもの意見表明支援のプロセスを守らなければなりません。

5 病院でもできる限り家族と過ごすことができます。

すべての大人は、こどもが安心して医療を受けることができるように、こどもが希望すれば、そのこどもの親、またはそれに代わる人と一緒に過ごせるように配慮をしなければなりません。

6 他の人に知られたくないことは守られます。

すべての大人は、こどもの病気や治療について情報を共有することが必要になった時、こどもの診療によって得られる情報がこどものものであることを理解して、こどもの状況に応じて、その理由を説明しこどもに確認しなければなりません。

7 病院にいても遊んだり、勉強することができます。

すべての大人は、こどもの病気や障がいなどの有無に関わらず、遊びや学びの場所や機会、適切なレクリエーションや適度な休憩など、こどもの年齢や状況にあわせた生活を保障しなければなりません。これらは、入院中や、災害などの避難所などにおいても、例外ではありません。

(参考資料) 医療における子ども憲章 日本小児科学会 2022年3月

2023年1月18日 病院長



社会福祉法人 中津川福祉事業団
医療部 聖隷三方原病院
総合病院 聖隷三方原病院
SEIREI MIKATAHARA GENERAL HOSPITAL